

川崎市青少年科学館の諸室の利用に関する要領

(23川教青科第309号 平成23年12月5日 部長専決)

1 目的

この要領は、川崎市青少年科学館（以下「科学館」という。）の諸室について、科学館の管理運営及び事業実施を妨げない範囲において、科学館の管理運営及び事業実施に係る団体等（以下「団体等」という。）の利用を認め、その利用許可等に関して必要な事項を定めるものとする。

2 利用できる諸室

利用できる諸室は、川崎市青少年科学館長（以下「館長」という。）が定めるものとする。

3 利用基準

諸室の利用が認められる基準は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 科学館の展示事業に関するものであること
- (2) 科学館の教育普及事業に関するものであること
- (3) 科学館の調査研究事業に関するものであること
- (4) 科学館の収集保存事業に関するものであること
- (5) その他、学校連携、観光振興、地域連携等で、館長が特に認めたもの

4 日程調整会議

年間を通じて定例的に利用が予定されている団体等については、前年度中に団体等による利用日程調整会議を行い、日程を決定するものとする。

5 利用申請

諸室を利用する団体等は、利用日の三週間前までに、川崎市青少年科学館諸室利用申込書（第1号様式）により申請しなければならない。

6 承認等

館長は、前項の申請書を受理したときは、第3項の基準に基づきその内容を審査し、利用を承諾するときは、川崎市青少年科学館諸室利用承諾通知書（第2号様式）により、利用を承諾しないときは、川崎市青少年科学館諸室利用不承諾通知書（第3号様式）により、速やかに団体等に通知するものとする。

7 その他

この要領に定めのない事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

担当	係長	館長

川崎市青少年科学館諸室利用申込書

平成 年 月 日

(あて先)

川崎市青少年科学館長

団体名

住所

代表者名

電話番号

利用目的	
予定人員	
利用日時	平成 年 月 日 (曜日) 時 ~ 時
利用諸室	
備考	

文 書 番 号
平成 年 月 日

川崎市青少年科学館諸室利用承諾通知書

様

川崎市青少年科学館長

平成 年 月 日付けで申請のありました諸室の利用について、次のとおり承諾いたします。

利用目的	
予定人員	
利用日時	平成 年 月 日 (曜日) 時 ~ 時
利用諸室	
備考	(1) 諸室利用の際には、この承諾通知書をお持ちください。 (2) 承諾を受けた後に利用予定に変更が生じた場合は、速やかにご連絡ください。 (3) 承諾通知書を交付した後においても、利用基準に適合しない事実が判明したとき、申請書に虚偽が認められるとき又は施設長が取消しを必要と認めたときは、その承諾を取り消すことがあります。 (4) 諸室での飲食は原則慎んでください。

文 書 番 号
平成 年 月 日

川崎市青少年科学館諸室利用不承諾通知書

様

川崎市青少年科学館長

平成 年 月 日付けで申請のありました諸室の利用については、次の事由により不承諾とします。

利用目的	
予定人員	
利用日時	平成 年 月 日 (曜日) 時 ~ 時
利用諸室	
不承諾の事由	